

(仮称)川崎市地球温暖化対策条例策定の
基本的な考え方について(案)

(報告)

平成 21 年 月

川崎市環境審議会温暖化対策特別部会

はじめに

平成 20 年 10 月 9 日、市長から当審議会に、「川崎市における今後の地球温暖化対策のあり方について」の諮問がなされ、専門的な審議を行う必要があることから、当部会が設置され、具体的な審議について付議を受けた。

当部会では、6 回にわたり、具体的な調査・審議を重ねてきた。審議に当たっては、地球温暖化が喫緊の課題となっていることから、川崎市における地球温暖化対策のこれまでの取組の実績や動向を精査し、評価を十分に行うとともに、温暖化対策に関わる国内外の動向等を勘案した上で、今後の川崎市の地球温暖化対策について検討を行ってきた。

こうした検討を経て、川崎市における今後の地球温暖化対策のあり方のうち、(仮称)川崎市地球温暖化対策条例制定の基本的な考え方について、温暖化対策特別部会として一応の結論を得たので、ここに報告する。

目次

はじめに	i
目次	ii
条例制定に向けた基本的な視点	1
条例制定の基本的な考え方	3
総則的事項	3
1 目的	3
2 責務	3
3 協働による施策推進	3
地球温暖化対策に係る施策等	3
1 地球温暖化対策に係る計画策定	4
2 事業活動に関する地球温暖化対策	4
3 建築行為及び開発行為における地球温暖化対策	5
4 再生可能エネルギー等の利用による地球温暖化対策	6
5 運輸・交通における地球温暖化対策	7
6 優れた環境技術等による国際貢献の推進	7
7 日常生活等における配慮	8
8 環境教育・環境学習の推進	8
9 緑の保全及び緑化の推進	8
10 廃棄物の発生抑制など循環型社会の形成	9
11 広域連携の推進	9
地球温暖化対策に係る組織整備	9
1 地球温暖化対策に係る組織整備	9
その他	10
1 見直し	10
おわりに	11
付属資料	12
川崎市環境審議会温暖化対策特別部会審議経過	13
川崎市環境審議会温暖化対策特別部会委員名簿	14

条例制定に向けた基本的な視点

2007（平成19）年に公表された IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第4次報告書は、気候システムの温暖化は疑う余地がなく、世界の平均気温の上昇のほとんどは人為起源の温室効果ガスの増加による可能性がかなり高いとしている。

このように温暖化の原因と考えられる温室効果ガスの大気中の濃度については、大幅な排出削減をしない限り、今後とも上昇することが予測されており、地球規模で、異常気象の頻発、海面上昇に伴う居住地の喪失などが懸念される。

こうした状況を踏まえ、2008年7月に開催された G8 北海道洞爺湖サミットでは、環境・気候変動問題が重要な課題の一つとして議論され、「2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50%の削減を達成する目標というビジョンを、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）のすべての締約国と共有し、かつ、この目標を UNFCCC の下での交渉において、これら諸国と共に検討し、採択することを求める」ことが議長総括に盛り込まれた。

また、金融市場の危機を契機に世界的な景気後退が見られる中で、オバマ・アメリカ大統領は、再生可能エネルギー等への投資を通じた雇用創出策を打ち出し、環境・エネルギーを切り口とした「グリーン・ニューディール」という新たな政策によって対応を図ろうとしている。このような政策は、我が国を含めた先進国で見られ、地球環境問題が深刻化し、対策が急務となる中で、新しいかたちの経済政策により、環境と経済の好循環を生み出し、その解決を目指すことが世界的な潮流となりつつある。

この間、川崎市では、国の「地球温暖化防止対策推進大綱」や川崎市環境基本計画における重点分野の位置付けを踏まえて、2004年に具体的な温室効果ガスの削減目標や各主体別の取組内容を明らかにした「川崎市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、市民、事業者、行政など各主体が同計画に基づく取組を着実に推進してきている。

市域の状況を総括すると、人口は140万人を超え、人口増加に伴う温室効果ガスの増加が著しい傾向にある。また、業務部門の温室効果ガスについても、駅前再開発などに伴い、床面積が増加し、同様の状況となっている。

また、産業部門の温室効果ガスについては、事業者が有する先進的な環境技術や省エネルギー技術の活用、産業構造の転換等により、削減を達成している。このうち、二酸化炭素については、他部門で増加傾向にある中で、横ばい状況であるが、その割合は市域全体の約8割を占めている。

このため、140万超の人口や業務部門を擁する大都市として、さらには京浜臨海部を抱える産業都市の一つとして、積極的かつ着実に地球温暖化対策を実行に移していく必要がある。

こうした中で、川崎市は、平成20年2月に「環境」と「経済」の調和と好循環を推進し、持続可能な社会を地球規模で実現する「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略（CCかわさき）」を公表し、1 川崎の特徴・強みを活かした環境対策の推進、2 環境技術による国際貢献、3 多様な主体の協働によるCO₂削減の取組の推進、という3つの

柱を位置づけ、具体的な取組を推進している。

地球温暖化の状況は喫緊の課題であり、これまで市が取り組んできた対策を充実させていく必要があり、国内外の状況とともに、地域特性や市の地球温暖化対策の取組状況を踏まえて、多様な主体が協働して取り組むための根拠となるルールを設定すべきである。

こうしたことから、「(仮称)川崎市地球温暖化対策条例」については、産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門などを含めた、各主体による「地球温暖化対策のルール」として制定する必要がある、このルール制定の視点として次のものが重要である。

【(仮称)川崎市地球温暖化対策条例の位置づけ】

**川崎市の特徴を踏まえながら、長期的な視点にたって、
全市的に地球温暖化対策を推進していく
「地球温暖化対策のルール」として制定**

長期的な視点にたち、地球規模で取り組む。

現在の川崎市地球温暖化対策地域推進計画の目標は 2010 年までに 6%削減する(1990 年比)ものとなっているが、国内外の動向を踏まえ、長期的な視点にたち、低炭素型社会の実現へ向けて、さらなる取組を推進していく必要がある。

また、地球温暖化対策については、地域で着実に削減の努力を積み重ねていくこととともに、地球規模での取組が必要である。

川崎市の特徴を踏まえる。

市域の南部には我が国の経済成長を支えてきた事業所が多く立地する臨海部、中・北部にかけては人口急増が進む住宅地区、さらに商業や業務系ビルの立地する地区など、多様な地域特性を有している。

また、地球温暖化対策に係る市民活動が活発に行われるとともに、国内外の範となるような公害問題を克服する中で培った優れた環境技術などを有している事業所が活動している。

こうした、川崎市の特徴を踏まえながら、地球温暖化対策を推進する必要がある。

様々な主体がそれぞれの役割に応じて削減する。

温室効果ガスについては、市、事業者、市民のそれぞれから排出されるものであるため、それぞれの役割と責任に応じて、温室効果ガスの削減を進めていく必要がある。

他条例と連携し、総合的な体系を構築する。

既に他条例で規定されている温室効果ガスの削減に関連する施策と連携しながら、定期的に見直しを行い、総合的な地球温暖化対策に係る条例体系を構築する必要がある。

条例制定の基本的な考え方

条例策定の基本的な考え方について、総則的事項、地球温暖化対策に係る施策等、その他、の3つに分けて整理した。こうした考え方を踏まえながら、条例制定を進めていく必要がある。

総則的事項

総則的事項として、1 目的、2 責務、3 協働による施策推進について整理した。

1 目的

条例では、地球温暖化対策は、喫緊の課題であることから、市、事業者、市民、環境保全活動団体等、それぞれの役割を明らかにするとともに、地球温暖化対策に係る計画策定、事業活動その他の分野における地球温暖化対策、環境技術を活かした国際貢献の推進その他について必要な事項を定め、これらの対策を着実に推進し、温室効果ガスの排出を抑制することで、環境と経済の調和と好循環の促進による低炭素社会を構築し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的としていく必要がある。

2 責務

市の責務としては、総合的かつ計画的な地球温暖化対策の策定・実施、事業者、市民等が行う地球温暖化対策に係る活動支援、関連施策における温室効果ガスの排出の抑制等の措置など低炭素化への配慮を定める必要がある。

また、事業者は事業活動、市民は日常生活について、温室効果ガスの排出の抑制等に努めること、環境保全活動団体については、事業者及び市民の地球温暖化の防止に関する理解を深めること及びその取組を支援することなど、地域の実情に応じた低炭素化社会の構築に向けた活動の推進を責務としていく必要がある。

3 協働による施策推進

地球温暖化対策については、様々な主体がそれぞれの役割に応じて削減することとあわせて、市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力する「協働」した取組を推進していく必要がある。

地球温暖化対策に係る施策等

地球温暖化対策に係る施策等として、1 地球温暖化対策に係る計画策定、2 事業活動

に関する地球温暖化対策など11項目について、次のとおり考え方を整理した。

1 地球温暖化対策に係る計画策定

地球温暖化対策を計画的に推進するため、市長は、地球温暖化対策の推進に関する基本的方向、市域の温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標、目標達成のための措置などを定めた地球温暖化対策の推進に関する計画（以下「計画」という。）を策定する必要がある。このうち、目標については、国等の動向を踏まえながら、長期的な視点を踏まえた中期目標を設定していく必要がある。

また、市長は、都市計画、農業振興地域整備計画など、温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策については、計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮する必要がある。

この計画の策定・改定プロセスとしては次のものが想定される。

計画の策定又は改定に当たっては、市長は、審議会の意見を聴く。

市長は、計画を定めたときは、公表する。

市長は、毎年度、計画に基づく措置の実施状況等を公表する。

市長は、地球温暖化の防止に係る技術水準の向上及び社会情勢の変化を踏まえ、必要があると認めるときは、計画を改定する。

なお、計画の策定・改定プロセスの中では、市民・事業者等の参加や、意見や政策提案を取り入れるための機会を設ける必要がある。

また、地球温暖化対策推進法第20条の4では、計画の策定に関する協議及びその実施に係る連絡調整を行うため、地方公共団体実行計画協議会を置くことができるとしており、計画の改定・策定等への市民事業者の意見を反映させる場として、この設置について検討する必要がある。

あわせて、実施状況の公表を行う際には、市域の温暖化の要因等を可能な限り把握できるデータを用いていく必要がある。

2 事業活動に関する地球温暖化対策

(1) 大規模事業者に対する地球温暖化対策計画書・報告書制度

市による総合的・計画的な地球温暖化対策の施策の検討のための基礎資料を得るとともに、温室効果ガスを多量に排出する大規模な事業者の温暖化対策を促すために、大規模事業者は、温室効果ガス削減等に係る事業者全体の計画を作成し、この計画に基づく取組や温室効果ガスの排出状況を市長に報告する制度を設ける必要がある。

この制度として想定されるフローは次のとおり。

事業者は、計画書を作成し、市長に提出する。また、この計画に基づく取組状況等について毎年報告書を作成し、市長に提出する。

市長は、提出された計画書及び報告書の概要及び評価を公表する。

計画書及び報告書に基づく取組について、市長は必要に応じて指導・助言す

る。

こうした計画書・報告書を提出した事業者のうち、優れたものについては、表彰していく必要がある。

なお、温室効果ガスを大量に排出する大規模な事業者としては次のものが想定され、この算定においては、フランチャイズチェーンなど、同一の商標を用いるものについても合算し、対象としていく必要がある。

- ・ 原油換算で 1,500kl/年以上のエネルギーを使用する事業者
- ・ 100 台以上の自動車を使用する事業者
- ・ エネルギーの使用に由来する二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量が二酸化炭素換算で 3,000 トン/年を超える事業者

さらに、具体的な計画書・報告書の様式等については次の考え方を踏まえながら、検討する必要がある。

- ・ 地球規模での温室効果ガス削減に寄与している製品や技術、温室効果ガス削減に直接寄与する市域内外での取組、再生可能エネルギーの導入、地球温暖化対策に資する地域貢献、環境技術を通じた国際貢献などを盛り込む。
- ・ 計画書における目標については、温室効果ガスの総排出量を原則とするが、より効果的な削減に資すると考えられる場合には原単位によることができるものとする。
- ・ 情報公開条例の規定を踏まえながら、企業の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては非開示とする。

(2) 中小規模事業者等に対する地球温暖化対策の支援等

温室効果ガスの排出の抑制等を促すため、中小規模事業者についても、2(1)の計画書・報告書を提出できるものとし、優れた事業者については表彰する必要がある。

また、省エネルギー診断の実施、情報提供など、中小規模事業者に対する必要な支援措置を講じていく必要がある。

3 建築行為及び開発行為における地球温暖化対策

(1) 建築行為における地球温暖化対策

建築物における地球温暖化対策を促すため、建築物の新築、増築又は改築をしようとする者は、当該建築物に関する再生可能エネルギーの導入、未利用エネルギーの利用及びエネルギーの使用の合理化、その他の温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努める必要がある。あわせて、市は、建築物における温室効果ガスの排出抑制等に係る情報提供など必要な措置を講じていく必要がある。

なお、川崎市公害防止等生活環境保全条例（平成 11 年 12 月 24 日 川崎市条例

第50号)では、建築物に係る環境への負荷の低減を図るため、建築物環境配慮制度を規定し、CASBEE川崎による評価の中では、その重点項目として地球温暖化対策を掲げている。さらに、2009年版のCASBEE川崎では、敷地外環境のうち、地球温暖化への配慮という項目を設けているが、その見直しを行うなど、さらなる建築物における地球温暖化対策を推進していく必要がある。

(2) 開発行為における地球温暖化対策

開発行為における地球温暖化対策を促すため、大規模な開発行為を行う事業者に対して、当該開発事業に係る温室効果ガスの抑制を図るための措置等を記載した計画書の作成・市長への提出を課す計画書制度を創設する必要がある。

その制度として、想定されるフローは次のとおり。

事業者は、市長に計画書を提出する。

市長は、大規模開発事業者が計画書を提出したときは、その概要を公表する。

市長は、大規模開発事業者が提出した計画書の内容について必要な指導・助言を行う。

なお、大規模な開発行為としては次のものが想定される。

- ・ 10,000 m²以上の区域において、床面積の合計が5,000 m²を超える建築物の新築を目的とする開発事業

(3) 住宅販売時の情報提供等

建築物等における地球温暖化対策を促すために、住宅を販売する者等は、当該建築物に係る再生可能エネルギー等の導入及び省エネルギー性能に係る情報を提供するように努める必要がある。

4 再生可能エネルギー等の利用による地球温暖化対策

(1) 再生可能エネルギーの優先的な利用等

地球温暖化対策を推進する上で、太陽光や太陽熱といった再生可能エネルギーや地中熱や工場排熱などの未利用エネルギーを活用することは重要であることから、事業者及び市民は、事業活動及び日常生活に伴う再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの優先的な利用に努めるとともに、市は、地域の特性に応じた再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの導入が促進されるよう、必要な支援措置を講ずる必要がある。

あわせて、再生可能エネルギーの導入をより促すために、一定規模以上の建築物の建築をしようとするものは、再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの導入を検討し、その検討結果を市長に報告する制度を設ける必要がある。

なお、一定規模以上の建築物としては、床面積の合計が5,000 m²以上の建築物などが想定される。

(2) エネルギー供給事業者による情報提供等

実態に即した温室効果ガス排出量を把握するとともに、区別に算出するために、市長は、エネルギー供給を行う者に対し、市内に供給するエネルギーに関する情報の提供を求めるとする必要がある。

5 運輸・交通における地球温暖化対策

運輸・交通における地球温暖化対策を促すため、次のとおり、公共交通機関の利用しやすい環境の整備、エコドライブの推進、温室効果ガスの排出量のより少ない自動車等の使用を進める必要がある。なお、運輸・交通における地球温暖化対策のうち、自転車利用促進については、駐輪対策などの課題もあり、検討が必要である。

- ・ 公共交通機関の利用しやすい環境整備：市は、公共交通機関の利用しやすい環境を整備するとともに、事業者及び市民は、温室効果ガスの発生量のより少ない公共交通機関の利用等に努めること。
- ・ エコドライブの推進：自動車の運転等を行う者は、温室効果ガスの排出量のより少ない運転方法の実施等に努めるとともに、市は、この普及のために、講習会の実施など必要な施策を講じること。
- ・ 温室効果ガスの排出量の少ない自動車等の使用：自動車等を購入し、又は使用しようとする者は、より温室効果ガスの排出量の少ない自動車等を購入し、又は使用するよう努めること。

なお、運輸・交通における対策については、2(1)の地球温暖化対策計画書・報告書制度において、100台以上の自動車を保有するものを対象とすることで、具体的な対策を促していく必要がある。今後、100台以上の自動車を保有するものを対象とする上では、川崎市環境審議会が「窒素酸化物に係る大気環境対策について(平成21年2月)」において提言している「環境に配慮した運搬制度」も考慮する必要がある。

また、今後の運輸・交通における地球温暖化対策の課題として、長期的に都市計画等と一体となった政策を導入し、自動車交通量の少ない街づくりを進めることがあげられる。

6 優れた環境技術等による国際貢献の推進

(1) 地球温暖化対策に資する製品・技術等

川崎市内で生産活動を行っている事業者には、公害問題を克服する過程で培ってきた高度な環境技術や省エネルギー技術を有しているものがあり、広く内外の地球温暖化対策の推進に貢献している。

こうした事業者による取組は、川崎市の特徴・強みの一つであるといえ、地球温暖化対策の推進に向け、事業者は引き続き率先した取組を継続するとともに、市はこうした開発等を支援していく必要がある。

このため、事業者については、地球規模での温室効果ガスの削減に寄与するよう、

その排出のより少ない製品や技術の開発、その排出の抑制に寄与する製品や技術の開発を行うよう努めるとともに、市は、こうした事業者の行う温室効果ガスの排出のより少ない製品や技術の開発等を支援することを定める必要がある。

(2) 環境技術等による国際貢献の推進

6(1)のとおり、川崎市内には、高度な環境技術や省エネルギー技術を有している事業者が多く立地しており、こうした技術のアジア地域などへの移転を通じた国際貢献を進めている。また、一部の事業者は、海外からの訪問者を積極的に受け入れている。

このため、優れた環境技術や省エネルギー技術を有する事業者は、こうした事業活動を通じて、国際貢献を推進するよう努めるとともに、市は、事業者や環境保全活動団体等と連携して、地球温暖化対策に係る国際貢献を推進していく必要がある。

7 日常生活等における配慮

事業活動や日常生活におけるエネルギーの使用の合理化を促し、地球温暖化対策を推進していくために、次の対応を図る必要がある。

- ・ 事業者及び市民等は、温室効果ガスの排出の量がより少ない電気機械器具、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具の優先的な使用、これらの適切な使用により、温室効果ガスの排出の抑制等に努めること。
- ・ 市は、事業者及び市民が温室効果ガスの排出を抑制できるよう、エネルギーを使用する機械器具等に係る情報提供その他の支援措置を講じていくこと。

8 環境教育・環境学習の推進

事業活動や日常生活における地球温暖化対策を促していく上では、環境教育や環境学習の推進が重要であることから、次の対応を図る必要がある。

- ・ 事業者は、その従業員に対して、地球温暖化対策に関する必要な教育を行い、温室効果ガスの排出抑制のための行動や地域社会での取組への参加を促すこと。
- ・ 市は、事業者、市民、環境保全団体と協働し、幅広い世代を対象に、地球温暖化の防止に係る環境教育及び環境学習の推進その他の自主的な温室効果ガス排出抑制のための支援措置を講じていくこと。

9 緑の保全及び緑化の推進

緑の保全及び緑化の推進により、蒸発散による気温緩和効果とともに、二酸化炭素の吸収源としての機能も期待されることから、次の対応を図る必要がある。

- ・ 温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、市、事業者、市民、環境保全活動団体等は、緑の保全及び緑化の推進に努めるものとする。
- ・ 市は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、緑の保全及び緑化の推進に必要な施策とともに、事業者、市民等の理解を得るための措置を講じるものと

する。

10 廃棄物の発生抑制など循環型社会の形成

Reduce（発生抑制） Reuse（再使用） Recycle（再生利用）という、いわゆる3Rの推進など、循環型社会の形成に向けた取組を進めることによって、生産過程で排出される温室効果ガスとともに、焼却過程から排出される温室効果ガスの削減につながる。こうしたことから、次の対応を図る必要がある。

- ・ 温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、事業者及び市民は、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用などに努める。また、事業者は、廃棄物の処理に当たっては、温室効果ガスのより少ない処理に努める。
- ・ 市は、循環型社会の形成に必要な施策とともに、事業者、市民等の理解を得るための措置を講じる。

11 広域連携の推進

温室効果ガスの排出抑制等の地球温暖化対策をより効果的に推進するため、自治体間の広域連携を推進していく必要がある。

なお、地球温暖化対策に係る施策等を規定していく上では、市民・事業者に分かりやすいものとするとともに、事業者に二重の手続きを課すことのないものとしていく必要がある。このため、神奈川県議会で審議中の神奈川県地球温暖化対策条例で想定される同様な制度については、必要に応じて、勧告、公表といった規定を設け、県と同等とし、川崎市条例で完結した運用が可能となるよう調整を進める必要がある。

地球温暖化対策に係る組織整備

1 地球温暖化対策に係る組織整備について整理した。

1 地球温暖化対策に係る組織整備

平成20年6月の法改正により、これまで都道府県に認められていた地球温暖化防止活動推進センターについて、指定都市等も指定できるようになった。同様に、これまで都道府県にのみ認められていた地球温暖化防止活動推進員についても、指定都市等は委嘱できることとなった。

こうした地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員について、考え方を整理した上で、必要に応じて支援していくことなどを定める必要がある。

その他

その他として、条例の見直しについて整理した。

1 見直し

温暖化対策にゴールはない。常に講じた施策の効果を評価し、あわせて、技術水準の向上、社会経済情勢の変化等を勘案して、対策のさらなる進展を目指した見直しが必要である。特に今般の審議会においては、必ずしも全ての分野について十分な調査・検討に基づく審議を尽くし終えたわけではなく、長期的な温室効果ガスの大幅削減に関しては、引き続き有効な施策のあり方について模索検討を続けていく必要がある。

おわりに

本答申は、(仮称)川崎市地球温暖化対策条例の基本的な考え方について提示したものである。地球温暖化対策は、喫緊の課題であることから、この考え方を踏まえ、早急に条例化の作業を進める必要がある。

また、今後、温暖化対策特別部会における論点は、地球温暖化対策に係る計画に移る。

この計画に係る第2次答申までの間、計画への市民等の関心を喚起するような対策も実施する必要がある。

付属資料

川崎市環境審議会・廃棄物部会審議経過

川崎市環境審議会温暖化対策特別部会委員名簿

川崎市環境審議会温暖化対策特別部会審議経過

会議名	開催年月日	内容
平成 20 年度 第 2 回環境審議会	平成 20 年 10 月 9 日	川崎市における今後の地球温暖化対策のあり方について（諮問） ・温暖化対策特別部会の設置 ・温暖化対策特別部会への付議
平成 20 年度 第 1 回温暖化対策特別部会	平成 20 年 11 月 13 日	・部会長・副部会長の選出 ・川崎市環境審議会温暖化対策特別部会の審議内容・スケジュールについて ・地球温暖化対策の国内外の状況、川崎市における温室効果ガスの排出構造・地球温暖化対策の取組 ・条例の考え方
平成 20 年度 第 2 回温暖化対策特別部会	平成 21 年 1 月 23 日	・条例で検討すべき項目、構成イメージ及び第 1 次答申までのスケジュール ・事業活動に関する地球温暖化対策について ・エネルギー供給事業者の協力について ・市による地球温暖化対策について
平成 20 年度 第 3 回温暖化対策特別部会	平成 21 年 2 月 19 日	・地球温暖化対策と、条例・行政計画 ・事業者活動に関する地球温暖化対策について ・温室効果ガス等の数値目標の設定について ・推進組織について ・開発行為・建築行為における地球温暖化対策 ・市による地球温暖化対策について
平成 20 年度 第 4 回温暖化対策特別部会	平成 21 年 3 月 19 日	・開発行為・建築行為における地球温暖化対策 ・市による地球温暖化対策について ・審議会答申取りまとめに向けたこれまでの議論のまとめ
平成 21 年度 第 1 回温暖化対策特別部会	平成 21 年 4 月 17 日	・条例策定の基本的考え方等について ・答申骨子(案)について
平成 21 年度 第 2 回温暖化対策特別部会	平成 21 年 5 月 15 日	・答申(案)について

川崎市環境審議会温暖化対策特別部会委員名簿

	氏名	所属等	専門分野等	備考
1	飯田 和子	川崎・ごみを考える市民連絡会代表	市民代表	
2	窪田 亜矢	東京大学大学院工学系研究科准教授	都市工学	
3	三邊 夏雄	東亜大学通信制大学院教授	行政法学	
4	菅井 茂勝	川崎商工会議所議員	市民代表	
5	藤井 修二	東京工業大学大学院教授	建築環境工学	
6	藤吉 秀昭	(財)日本環境衛生センター 常務理事	廃棄物工学	
7	飯田哲也	NPO 法人環境エネルギー政策研究所	環境エネルギー政策	臨時委員
8	岩本 孝子	新エネルギー推進協議会	市民代表	臨時委員
9	佐土原 聡	横浜国立大学大学院環境情報研究員教授	都市環境工学、都市防災、都市エネルギー、地理情報システム	臨時委員
10	瀧田 浩	川崎温暖化対策会議運営委員会委員長	市民代表	臨時委員
11	寺尾 巖	かわさき地球温暖化対策推進協議会事業者部会長	市民代表	臨時委員
12	原 敬	かわさき地球温暖化対策推進協議会市民部会長	市民代表	副部会長 臨時委員
13	柳下 正治	上智大学大学院地球環境学研究科教授	環境政策	部会長 臨時委員